

市議会令和8年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第12号～議案第19号

(第2集)

柏 市

目 次

議案第12号	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第12号資料	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について	3
議案第13号	柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第13号資料	柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例について	11
議案第14号	柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第14号資料	柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について	17
議案第15号	柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例の制定について	19
議案第16号	柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第16号資料	柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について	39
議案第17号	柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第17号資料	柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について	45
議案第18号	柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第18号資料	柏市営住宅条例の一部を改正する条例について	49
議案第19号	柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第19号資料	柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例について	53

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設
条例の一部を改正する条例の制定について

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により乳児等のための支援給付の制度が創設されることに伴い、柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおける乳児等通園支援事業の利用料及び使用料に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設
条例の一部を改正する条例

(柏市立保育園条例の一部改正)

第1条 柏市立保育園条例(昭和53年柏市条例第12号)の一部
を次のように改正する。

別表第4備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 規則で定める場合における乳児等通園支援利用料の額
は、この表及び備考1の規定により算定した額に特定乳
児等通園支援費用基準額(子ども・子育て支援法第30
条の20第3項に規定する額をいう。)を加えた額とす
る。

(柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正)

第2条 柏市子ども・子育て支援複合施設条例(令和5年柏市条例
第30号)の一部を次のように改正する。

別表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加
える。

2 規則で定める場合における乳児等通園支援事業の使用
料の額は、この表及び備考1の規定により算定した額に
特定乳児等通園支援費用基準額(子ども・子育て支援法
第30条の20第3項に規定する額をいう。)を加えた
額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案 1 2 号資料

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について

柏市立保育園条例（昭和53年柏市条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
別表第4(第10条の4第2項)	別表第4(第10条の4第2項)
略	略
備考 略	備考 1 略 2 規則で定める場合における乳児等通園支援利用料の額は、この表及び備考1の規定により算定した額に特定乳児等通園支援費用基準額(子ども・子育て支援法第30条の20第3項に規定する額をいう。)を加えた額とする。

柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和5年柏市条例第30号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
別表(第10条, 第12条の5, 第29条)	別表(第10条, 第12条の5, 第29条)
略	略
備考 1 略	備考 1 略 2 規則で定める場合における乳児等通園支援事業の利用料の額は、この表及び備考1の規定により算定した額に特定乳児等通園支援費用基準額(子ども・子育て支援法第30条の20第3項に規定する額をいう。)を加えた額とする。
2 略	3 略

柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定
について

柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

本市が設置する全ての小学校においてアフタースクール事業を実施すること等をするとともに、こどもルームを廃止したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例

柏市アフタースクール条例（令和7年柏市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「のうち規則で定めるもの（以下「事業実施校」という。）」を削り、「こどもルーム（同条第2項第1号に掲げる）」を「アフタースクールルーム（」に改め、「及び第7条第3項第2号」を削り、同条第2項中「こどもルーム」を「アフタースクールルーム」に改める。

第4条第2項本文中「事業実施校」を「事業を実施する小学校（以下「事業実施校」という。）」に改める。

第5条第2号中「長期休業日」の次に「（土曜日及び市長が別に定める日を除く。）」を加える。

第7条第3項第2号中「こどもルームの定員」を「利用定員」に改め、同項第3号中「又は第4項」を削る。

第8条第2項各号列記以外の部分中「利用料」の次に「（以下「利用料」という。）」を加え、同項第2号中「8,000円」を「10,000円（当該利用許可を受けた者が第4項の規定による申出をした場合にあっては、8,000円）」に、「13,000円」を「15,000円（当該利用許可を受けた者が当該申出をした場合にあっては、13,000円）」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、同条第4項中「前3項に定めるもののほか、」を削り、「が、規則で定めるところにより」を「は、」に改め、「受ける」の次に「ことを要しない」を加え、「当該間食の提供に係る実費に相当する額として規則で定める額の利用料を納付しなければ」を「あらかじめその旨を市長に申し出なければ」に改める。

第9条中「前条第1項及び第4項の」を削る。

第10条本文中「第8条第1項及び第4項の」を削り、同条ただし書中「当該」を削る。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条第2項）

名称	位置
柏五小アフタースクールルーム	柏市柏932番地の7
富勢小アフタースクールルーム	柏市布施925番地の1
旭小アフタースクールルーム	柏市旭町六丁目5番17号
柏七小アフタースクールルーム	柏市篠籠田723番地の1
増尾西小アフタースクールルーム	柏市増尾台三丁目5番9号
酒井根小アフタースクールルーム	柏市酒井根19番地の2
土南部小アフタースクールルーム	柏市新逆井一丁目10番1号
柏一小アフタースクールルーム	柏市あけぼの一丁目7番6号
藤心小アフタースクールルーム	柏市藤心880番地の1
柏二小アフタースクールルーム	柏市豊四季310番地
松葉二小アフタースクールルーム	柏市松葉町二丁目16番地
光ヶ丘小アフタースクールルーム	流山市向小金四丁目20番地の1
柏四小アフタースクールルーム	柏市松ヶ崎1182番地の9
田中小アフタースクールルーム	柏市大室1193番地の3
西原小アフタースクールルーム	柏市西原四丁目17番1号
十余二小アフタースクールルーム	柏市柏の葉四丁目4番地の1
酒井根東小アフタースクールルーム	柏市酒井根一丁目2番1号
酒井根西小アフタースクールルーム	柏市酒井根662番地の1
土小アフタースクールルーム	柏市増尾四丁目4番1号
富勢西小アフタースクールルーム	柏市布施84番地の2
高田小アフタースクールルーム	柏市高田376番地の3
柏八小アフタースクールルーム	柏市永楽台二丁目8番1号
名戸ヶ谷小アフタースクールルーム	柏市名戸ヶ谷474番地の1
大津ヶ丘一小アフタースクールルーム	柏市大津ヶ丘三丁目50番地
大津ヶ丘二小アフタースクールルーム	柏市大津ヶ丘四丁目8番地
高柳小アフタースクールルーム	柏市高南台三丁目14番地12

高柳西小アフタースクールルーム	柏市しいの木台三丁目2番地
風早北部小アフタースクールルーム	柏市大井1852番地10
風早南部小アフタースクールルーム	柏市藤ヶ谷新田111番地2
豊小アフタースクールルーム	柏市豊四季610番地の2
松葉一小アフタースクールルーム	柏市松葉町五丁目3番地
柏三小アフタースクールルーム	柏市若葉町4番54号
中原小アフタースクールルーム	柏市中原1821番地の1
逆井小アフタースクールルーム	柏市逆井452番地の2
花野井小アフタースクールルーム	柏市花野井1652番地の34
旭東小アフタースクールルーム	柏市旭町五丁目3番9号
柏六小アフタースクールルーム	柏市豊四季台四丁目2番1号
柏の葉小アフタースクールルーム	柏市十余二348番地48 中央404街区3
手賀西小アフタースクールルーム	柏市泉541番地
富勢東小アフタースクールルーム	柏市布施2176番地の2
田中北小アフタースクールルーム	柏市船戸一丁目7番地1
手賀東小アフタースクールルーム	柏市手賀479番地7

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2号、第7条第3項第3号及び第8条から第10条までの改正規定 令和8年4月1日

(2) 次項の規定 令和8年10月1日

(準備行為)

- 2 次の表に掲げるアフタースクールルームに係るこの条例による改正後の柏市アフタースクール条例第7条第1項の申請及び利用許可、同条例第11条第1項の規定による届出並びに同条第2項並びに同条例第12条第2項及び第3項の規定による利用許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの

規定の例により行うことができる。

柏七小アフタースクールルーム
増尾西小アフタースクールルーム
柏一小アフタースクールルーム
藤心小アフタースクールルーム
柏二小アフタースクールルーム
西原小アフタースクールルーム
十余二小アフタースクールルーム
酒井根西小アフタースクールルーム
富勢西小アフタースクールルーム
高田小アフタースクールルーム
大津ヶ丘二小アフタースクールルーム
風早北部小アフタースクールルーム
風早南部小アフタースクールルーム
中原小アフタースクールルーム
逆井小アフタースクールルーム
花野井小アフタースクールルーム
旭東小アフタースクールルーム
柏六小アフタースクールルーム
柏の葉小アフタースクールルーム
手賀西小アフタースクールルーム
富勢東小アフタースクールルーム
手賀東小アフタースクールルーム

(柏市立こどもルーム条例の廃止)

- 3 柏市立こどもルーム条例（平成7年柏市条例第18号）は、廃止する。

(柏市立こどもルーム条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前に前項の規定による廃止前の柏市立こどもルーム条例第4条第1項の許可を受けた者に係る同条例第5条第1項の規定による保育料の納付及び同条例第5条の3第3項の承諾を得て同条例第2項の時間外保育を利用した者に係る同条例第4項の規定による時間外保育料の納付については、なお従前の例による。

議案第13号資料

柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例について

柏市アフタースクール条例（令和7年柏市条例第34号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(実施場所)</p> <p>第3条 前条第1項のアフタースクール事業(以下「事業」という。)は、本市が設置する小学校のうち規則で定めるもの(以下「<u>事業実施校</u>」という。)の施設及び<u>こどもルーム(同条第2項第1号に掲げる事業を実施するために設置する施設をいう。次項及び第7条第3項第2号において同じ。)</u>を利用して実施する。</p> <p>2 <u>こどもルーム</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(休業日及び実施時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業の実施時間は、<u>事業実施校</u>の休業日以外の日にあつては午後1時30分又は当該事業実施校の授業の終了後のいずれか早い時間から午後7時まで、<u>事業実施校</u>の休業日にあつては午前8時(当該休業日が長期休業日(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。以下同じ。))である場合にあつては、午前7時)から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(事業の実施区分)</p> <p>第5条 事業は、次に掲げる区分により実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>事業実施校</u>の休業日(長期休業日を除く。)の午前8時から午後5時までの間に実施する事業(以下「<u>第2号事業</u>」という。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(事業の利用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可にあつては、規則で定める<u>こどもルームの定員</u>を超えて第1項の申請があつたとき。</p> <p>(3) 第1項の申請に係る保護者が次条第1項又は<u>第4項</u>の利用料を滞納しているとき(これに準じるときとして規則で定めるときを含む。)</p>	<p>(実施場所)</p> <p>第3条 前条第1項のアフタースクール事業(以下「事業」という。)は、本市が設置する小学校の施設及びアフタースクールルーム(事業を実施するために設置する施設をいう。次項において同じ。)を利用して実施する。</p> <p>2 <u>アフタースクールルーム</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(休業日及び実施時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業の実施時間は、<u>事業を実施する小学校(以下「事業実施校」という。)</u>の休業日以外の日にあつては午後1時30分又は当該事業実施校の授業の終了後のいずれか早い時間から午後7時まで、<u>事業実施校</u>の休業日にあつては午前8時(当該休業日が長期休業日(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。以下同じ。))である場合にあつては、午前7時)から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(事業の実施区分)</p> <p>第5条 事業は、次に掲げる区分により実施する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>事業実施校</u>の休業日(長期休業日(土曜日及び市長が別に定める日を除く。))を除く。)の午前8時から午後5時までの間に実施する事業(以下「<u>第2号事業</u>」という。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(事業の利用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可にあつては、規則で定める<u>利用定員</u>を超えて第1項の申請があつたとき。</p> <p>(3) 第1項の申請に係る保護者が次条第1項の利用料を滞納しているとき(これに準じるときとして規則で定めるときを含む。)</p>

む。)。

(4) 略
(利用料)

第8条 略

2 前項の利用料の額は、利用許可に係る児童1人当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 8,000円(8月分にあつては、13,000円)

(3) 略

3 利用許可に係る児童が同一の世帯に2人以上いる場合における当該児童のうち規則で定める1人のもの以外のものに係る第1項の利用料の額(前項第1号及び第2号に掲げる場合に係るものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に定める額の2分の1の額とする。

4 前3項に定めるもののほか、前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた者が、規則で定めるところにより当該利用許可に係る児童について間食の提供を受けるときは、当該間食の提供に係る実費に相当する額として規則で定める額の利用料を納付しなければならない。

(利用料の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項及び第4項の利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の返還)

第10条 既に納付した第8条第1項及び第4項の利用料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該利用料の全部又は一部を返還することができる。

附 則

(利用料の額の特例)

3 利用許可を受けた者が柏市立こどもルーム条例第4条第1項の許可を受けて当該利用許可に係る児童と同一の世帯に属する他の児童をこどもルームに入所させている場合における第8条第3項の規定の適用については、同項中「利用許可に係る児童」とあるのは「利用許可に係る児童及び柏市立こどもルーム条例(平成7年柏市条例第18号)第4条第1項の許可に係る児

(4) 略
(利用料)

第8条 略

2 前項の利用料(以下「利用料」という。)の額は、利用許可に係る児童1人当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 10,000円(当該利用許可を受けた者が第4項の規定による申出をした場合にあつては、8,000円)(8月分にあつては、15,000円(当該利用許可を受けた者が当該申出をした場合にあつては、13,000円))

(3) 略

3 利用許可に係る児童が同一の世帯に2人以上いる場合における当該児童のうち規則で定める1人のもの以外のものに係る利用料の額(前項第1号及び第2号に掲げる場合に係るものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に定める額の2分の1の額とする。

4 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた者は、当該利用許可に係る児童について間食の提供を受けることを要しないときは、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。

(利用料の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の返還)

第10条 既に納付した利用料は、返還しない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を返還することができる。

附 則

童」と、「当該児童のうち規則で定める1人のもの以外のもの」とあるのは「当該利用許可に係る児童」とする。

(柏市立こどもルーム条例の一部改正)

4 略

別表(第3条第2項)

名称	位置
柏市立柏五小こどもルーム	柏市柏932番地の7
柏市立富勢小こどもルーム	柏市布施925番地の1
柏市立旭小こどもルーム	柏市旭町六丁目5番17号
柏市立酒井根小こどもルーム	柏市酒井根19番地の2
柏市立土南部小こどもルーム	柏市新逆井一丁目10番1号
柏市立松葉二小こどもルーム	柏市松葉町二丁目16番地
柏市立光ヶ丘小こどもルーム	流山市向小金四丁目20番地の1
柏市立柏四小こどもルーム	柏市松ヶ崎1182番地の9
柏市立田中小こどもルーム	柏市大室1193番地の3
柏市立酒井根東小こどもルーム	柏市酒井根一丁目2番1号
柏市立土小こどもルーム	柏市増尾四丁目4番1号
柏市立柏八小こどもルーム	柏市永楽台二丁目8番1号
柏市立名戸ヶ谷小こどもルーム	柏市名戸ヶ谷474番地の1
柏市立大津ヶ丘一小こどもルーム	柏市大津ヶ丘三丁目50番地
柏市立高柳小こどもルーム	柏市高南台三丁目14番地12
柏市立高柳西小こどもルーム	柏市しいの木台三丁目2番地
柏市立豊小こどもルーム	柏市豊四季610番地の2
柏市立松葉一小こどもルーム	柏市松葉町五丁目3番地
柏市立柏三小こどもルーム	柏市若葉町4番54号
柏市立田中北小こどもルーム	柏市船戸一丁目7番地1

(柏市立こどもルーム条例の一部改正)

3 略

別表(第3条第2項)

名称	位置
柏五小アフタースクールルーム	柏市柏932番地の7
富勢小アフタースクールルーム	柏市布施925番地の1
旭小アフタースクールルーム	柏市旭町六丁目5番17号
柏七小アフタースクールルーム	柏市篠籠田723番地の1
増尾西小アフタースクールルーム	柏市増尾台三丁目5番9号
酒井根小アフタースクールルーム	柏市酒井根19番地の2
土南部小アフタースクールルーム	柏市新逆井一丁目10番1号
柏一小アフタースクールルーム	柏市あけぼの一丁目7番6号
藤心小アフタースクールルーム	柏市藤心880番地の1
柏二小アフタースクールルーム	柏市豊四季310番地
松葉二小アフタースクールルーム	柏市松葉町二丁目16番地
光ヶ丘小アフタースクールルーム	流山市向小金四丁目20番地の1
柏四小アフタースクールルーム	柏市松ヶ崎1182番地の9
田中小アフタースクールルーム	柏市大室1193番地の3
西原小アフタースクールルーム	柏市西原四丁目17番1号
十余二小アフタースクールルーム	柏市柏の葉四丁目4番地の1
酒井根東小アフタースクールルーム	柏市酒井根一丁目2番1号
酒井根西小アフタースクールルーム	柏市酒井根662番地の1
土小アフタースクールルーム	柏市増尾四丁目4番1号
富勢西小アフタースクールルーム	柏市布施84番地の2
高田小アフタースクールルーム	柏市高田376番地の3
柏八小アフタースクールルーム	柏市永楽台二丁目8番1号
名戸ヶ谷小アフタースクールルーム	柏市名戸ヶ谷474番地の1
大津ヶ丘一小アフタースクールルーム	柏市大津ヶ丘三丁目50番地
大津ヶ丘二小アフタースクールルーム	柏市大津ヶ丘四丁目8番地

高柳小アフタースクール ルーム	柏市高南台三丁目14番地12
高柳西小アフタースクール ルーム	柏市しいの木台三丁目2番 地
風早北部小アフタースクー ルルーム	柏市大井1852番地10
風早南部小アフタースクー ルルーム	柏市藤ヶ谷新田111番地2
豊小アフタースクールルー ム	柏市豊四季610番地の2
松葉一小アフタースクール ルーム	柏市松葉町五丁目3番地
柏三小アフタースクールル ーム	柏市若葉町4番54号
中原小アフタースクールル ーム	柏市中原1821番地の1
逆井小アフタースクールル ーム	柏市逆井452番地の2
花野井小アフタースクール ルーム	柏市花野井1652番地の34
旭東小アフタースクールル ーム	柏市旭町五丁目3番9号
柏六小アフタースクールル ーム	柏市豊四季台四丁目2番1号
柏の葉小アフタースクール ルーム	柏市十余二348番地48 中 央404街区3
手賀西小アフタースクール ルーム	柏市泉541番地
富勢東小アフタースクール ルーム	柏市布施2176番地の2
田中北小アフタースクール ルーム	柏市船戸一丁目7番地1
手賀東小アフタースクール ルーム	柏市手賀479番地7

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正
する条例の制定について

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程におけ
る利用定員の定め方の変更等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正
する条例

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号資料

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)から(11)まで 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)から(11)まで 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を</p>

除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例の制定について

柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので提案する。

柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）
 - 第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 3 3 条）
- 第 3 章 雑則（第 3 4 条・第 3 5 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定により、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重

視した運営を行い，都道府県，市町村（特別区を含む。以下同じ。），特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。），他の特定乳児等通園支援事業者，地域子ども・子育て支援事業を行う者，児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し，研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は，1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数，特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後，当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心

身の状況，当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境及び他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は，特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう，乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援を提供した際は，提供した日時，時間，内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは，乳児等支援給付認定保護者から，当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は，前項の支払を受ける額のほか，特定乳児等通園支援の提供に当たって，当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について，当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は，前2項の支払を受ける額のほか，特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち，

次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品，文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか，特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち，特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって，乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は，前3項の費用の額の支払を受けた場合は，当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し，当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は，第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は，あらかじめ，当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い，文書による同意を得なければならない。ただし，同項の規定による金銭の支払に係る同意については，文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は，乳児等支援給付認定保護者に対し，当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した特定乳児等通園支援の内容，利用時間，費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項
その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の

提供を行ってはならない。

(掲 示 等)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 3 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳 児 等 支 援 給 付 認 定 子 ども を 平 等 に 取 り 扱 う 原 則)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 3 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐 待 等 の 禁 止)

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘 密 保 持 等)

第 2 6 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければ

ればならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，前項の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は，その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は，その提供した特定乳児等通園支援に関し，法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに，本市から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は，本市からの求めがあった場合には，前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は，事故の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応，次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を

行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に規定する指針に準じて行う特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」と

あるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第 6 項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第 3 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

回数券を使用して駐輪場一時利用をすることができる駐輪場から柏駅東口第一駐輪場ほか12駐輪場を除きたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例

柏市駐輪場等条例（平成15年柏市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるもの」及び「第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。」を削る。

第11条の2第1項中「（回数券を使用する者を除く。）」を削る。

第12条第1項中「もの（指定駐輪場にあつては，）」を「もの及び」に改め，「及び回数券を使用してするもの）」を削り，「当該」を「，当該」に改め，同条第4項後段中「のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるもの」を削る。

第17条の2中「及び同条第4項において準用する同条第3項」を「及び第4項」に改め，「のうち別表第1第1項の表第16号から第20号に掲げるもの」及び「第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。」を削り，「もの（指定駐輪場にあつては，）」を「もの及び」に改め，「及び回数券を使用してするもの）」を削り，「において準用する同条第3項中「駐輪場（指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものを除く。））」とあるのは「駐輪場」を「中「駐輪場」とあるのは「駐輪場（指定駐輪場を除く。））」と，「利用票」とあるのは「利用票」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度に発行する回数券の有効期間に係る特例）

10 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に第9条第3項の規定により発行する回数券に係る同条第5項の規定の適用については，同項中「1年間」とあるのは，「1年間（指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに掲げるもの）に係る駐輪場一時利用にあつて

は、回数券の発行を受けた日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)」とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号資料

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について

柏市駐輪場等条例（平成15年柏市条例第16号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(使用料の額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、1枚につき24時間まで駐輪場一時利用(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものに係るものを除く。第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。)をすることができる回数券(以下「回数券」という。)を発行するものとする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条の2 駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者に限る。), レンタサイクル使用者及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものに限る。)をしようとする者(回数券を使用する者を除く。)は、指定駐輪場及びレンタサイクルの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(利用票の交付等)</p> <p>第12条 市長は、駐輪場定期利用又は駐輪場一時利用(回数券を使用してするもの(指定駐輪場にあつては、料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするもの及び回数券を使用してするもの)を除く。)に係る使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)の納付があつたときは当該使用料を納付した者に利用票を交付するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、回数券を使用して駐輪場一時利用をする者について準用する。この場合において、同項中「駐輪場」とあるのは「駐輪場(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものを除く。)」と、「利用票を貼付し、若しくは掲示し、又は当該利用票を携帯しなければ」とあるのは「回数券を掲示しなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>(市長による管理等)</p> <p>第17条の2 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に指定駐輪場の管理を行わせることができない場合においては、第11条の2から第11条の4までの規定は適用せず、第4条第2項、第4条の2、第4条の3、第5条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第2項、第8条第3項及</p>	<p>(使用料の額等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、1枚につき24時間まで駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)をすることができる回数券(以下「回数券」という。)を発行するものとする。</p> <p>4から6まで 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条の2 駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者に限る。), レンタサイクル使用者及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものに限る。)をしようとする者は、指定駐輪場及びレンタサイクルの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>(利用票の交付等)</p> <p>第12条 市長は、駐輪場定期利用又は駐輪場一時利用(回数券を使用してするもの及び料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするものを除く。)に係る使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)の納付があつたときは、当該使用料を納付した者に利用票を交付するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定は、回数券を使用して駐輪場一時利用をする者について準用する。この場合において、同項中「駐輪場」とあるのは「駐輪場(指定駐輪場を除く。)」と、「利用票を貼付し、若しくは掲示し、又は当該利用票を携帯しなければ」とあるのは「回数券を掲示しなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>(市長による管理等)</p> <p>第17条の2 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に指定駐輪場の管理を行わせることができない場合においては、第11条の2から第11条の4までの規定は適用せず、第4条第2項、第4条の2、第4条の3、第5条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第2項、第8条第3項及</p>

び第4項、第9条第1項第1号、第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第2項及び同条第4項において準用する同条第3項並びに第13条の規定の適用については、第4条第2項中「駐輪場(指定駐輪場を除く。以下この項及び第9条第2項において同じ。)」とあるのは「駐輪場」と、第4条の2ただし書及び第4条の3各号列記以外の部分中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第5条第1項本文中「市長(指定駐輪場にあつては、指定管理者。次項及び第3項、次条、第7条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第12条において同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第4項から第6項まで、第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項第1号中「駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者を除く。)」及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場使用者及び駐輪場一時利用」と、「及び第2項の表」とあるのは「から第3項の表まで」と、同条第2項中「駐輪場定期利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場定期利用」と、「駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「レンタサイクル1月利用及びレンタサイクル1日利用に係るものについてはレンタサイクル利用許可を受けた際に、駐輪場一時利用」と、同条第3項中「駐輪場一時利用(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号に掲げるものに係るものを除く。第12条第4項において準用する同条第3項において同じ。)」とあるのは「駐輪場一時利用」と、第11条第1項ただし書中「駐輪場利用許可」とあるのは「駐輪場利用許可を取り消した場合及び同条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりレンタサイクル利用許可」と、第12条第1項中「回数券を使用してするもの(指定駐輪場にあつては、料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするもの及び回数券を使用してするもの)」とあるのは「回数券を使用してするもの」と、「使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第4項において準用する同条第3項中「駐輪場(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げるものを除く。)」とあるのは「駐輪場」と、第13条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

び第4項、第9条第1項第1号、第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第2項及び第4項並びに第13条の規定の適用については、第4条第2項中「駐輪場(指定駐輪場を除く。以下この項及び第9条第2項において同じ。)」とあるのは「駐輪場」と、第4条の2ただし書及び第4条の3各号列記以外の部分中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第5条第1項本文中「市長(指定駐輪場にあつては、指定管理者。次項及び第3項、次条、第7条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第12条において同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第4項から第6項まで、第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項第1号中「駐輪場使用者(指定駐輪場に係る駐輪場利用許可を受けた者を除く。)」及び駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場使用者及び駐輪場一時利用」と、「及び第2項の表」とあるのは「から第3項の表まで」と、同条第2項中「駐輪場定期利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場定期利用」と、「駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「レンタサイクル1月利用及びレンタサイクル1日利用に係るものについてはレンタサイクル利用許可を受けた際に、駐輪場一時利用」と、同条第3項中「駐輪場一時利用(指定駐輪場に係るものを除く。)」とあるのは「駐輪場一時利用」と、第11条第1項ただし書中「駐輪場利用許可」とあるのは「駐輪場利用許可を取り消した場合及び同条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することによりレンタサイクル利用許可」と、第12条第1項中「回数券を使用してするもの及び料金精算等機能付車輪止め装置を利用してするもの」とあるのは「回数券を使用してするもの」と、「使用料(指定駐輪場にあつては、利用料金。以下この条及び第14条において同じ。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第4項中「駐輪場」とあるのは「駐輪場(指定駐輪場を除く。)」と、「利用票」とあるのは「利用票」と、第13条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

(令和8年度に発行する回数券の有効期間に係る特例)

10 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に第9条第3項の規定により発行する回数券に係る同条第5項の規定の適用については、同項中「1年間」とあるのは、「1年間(指定駐輪場のうち別表第1第1項の表第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに掲げるものに係る駐輪場一時利用にあつては、回数券の発行を受けた日から令和9年3月31日まで)」とする。

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

卸売市場法の改正に伴い，柏市公設総合地方卸売市場において取り扱う指定飲食料品等及びその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標等を公表することを定めたので提案する。

柏市条例第 号

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

柏市公設総合地方卸売市場業務条例（令和2年柏市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第33条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食物品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食物品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号資料

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
について

柏市公設総合地方卸売市場業務条例（令和2年柏市条例第18号）新旧対照表

改正前	改正後
	<p>(食品等持続的供給法に係る公表)</p> <p><u>第33条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指</u> <u>標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>

柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

柏市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

市営住宅高柳第3団地を廃止したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市営住宅条例の一部を改正する条例

柏市営住宅条例（平成9年柏市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般市営住宅の項市営住宅高柳第3団地の目を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第18号資料

柏市営住宅条例の一部を改正する条例について

柏市営住宅条例（平成9年柏市条例第20号）新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1(第3条第2項)			別表第1(第3条第2項)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
一般市 営住宅	市営住宅根戸団地から市営北柏まで 略		一般市 営住宅	市営住宅根戸団地から市営北柏まで 略	
	市営住宅高柳第3団地	柏市高柳744番地2			
	市営住宅塚崎団地 略			市営住宅塚崎団地 略	
改良住宅及びその他の市営住宅 略			改良住宅及びその他の市営住宅 略		

柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8年 2月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

駐車場整備地区内で建築物の新築等をしようとする場合における駐車施設の附置義務の対象となる建築物の用途に共同住宅を追加しないこととしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する 条例

柏市建築物における駐車施設附置条例（平成7年柏市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規定する特定用途」の次に「のうち，共同住宅を除いたもの」を加え，同条第4号中「法第20条第1項に規定する特定部分」を「特定用途に供する部分」に改める。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

議案第19号資料

柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例について

柏市建築物における駐車施設附置条例（平成7年柏市条例第21号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。</p> <p>(4) 特定部分 <u>法第20条第1項に規定する特定部分</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途のうち、<u>共同住宅を除いたもの</u>をいう。</p> <p>(4) 特定部分 <u>特定用途に供する部分</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p>